

官報 号外

平成二年三月二十九日

○第百十八回 参議院會議録第六号

平成二年三月二十九日(木曜日)

午後一時二十一分開議

○議事日程 第六号

平成二年三月二十九日

午後一時二十分 本会議

第一 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、国立劇場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

日程第一 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長青木新次君。

審査報告書

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十九日

通信委員長 青木 新次

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地形その他の自然的条件等によりテレビジョン放送の受信が困難な難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、通信・放送衛星機構に衛星放送受信対策基金を設け、衛星放送受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせるために、所要の規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成元年度一般会計補正予算(第2号)(郵政省所管)に、通信・放送衛星機構に対する出資として三十億円が計上されている。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律

律

通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条から第九条までを次のように改める。

(業務の特例等)

第五条 機構は、当分の間、第二十八条第一項に規定する業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送(テレビジョン放送)放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。であつて、放送衛星の無線局により行われるものをいう。以下同じ。を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 前項の難視聴地域とは、日本放送協会が放送法第九条第五項の規定によりテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるよ

うにすることが困難と認められる地域をいう。

第六条 政府は、前条第一項の規定により機構の業務が行われる場合において、第五条第三項前段の規定により機構に出資するときは、同項後段に規定する各資金又は次条第一項に規定する衛星放送受信対策基金のそれぞれに充ててべき金額を示すものとする。

第七条 機構は、附則第五条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために衛星放送受信対策基金(以下「受信対策基金」という。)を設け、第五条第三項前段及び前条の規定により受信対策基金に充ててべきものとして出資された金額をもつてこれに充てるとする。

2 機構は、次の方法による場合を除くほか、受信対策基金を運用してはならない。

一 国債その他郵政大臣の指定する有価証券の取得

二 郵便貯金又は銀行その他郵政大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

3 第四十三条第一項の規定は、郵政大臣が前項第一号又は第二号の規定による指定をしようとする場合について準用する。

第八条 附則第五条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第三十三条の二の「経理(当該所有に係る部分に限る。)」とあるのは「経理(当該所有に係る部分に限る。及び附則第五条第一項に規定する業務に係る経理)」と、特別の勘定(以下「衛星所有勘定」とあるのは「それぞれ特別の勘定(以下前者の業務に係るもの

にあつては「衛星所有勘定」、後者の業務に係るものにあつては「受信対策勘定」と、第四十一条第二項中「及びその他の一般の勘定」とあるのは「受信対策勘定に係る出資及びその他の一般の勘定」と、第四十二条第一項中「衛星所有勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び受信対策勘定」と、第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び附則第五条第一項」とする。

第九條 附則第七條第二項の規定に違反して受信対策基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、十万円以下の過料に処する。

附則第十條を削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔青木新次君登壇、拍手〕

○青木新次君 ただいま議題となりました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、地形その他の自然的条件等によりテレビジョン放送の受信が困難な難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、通信・放送衛星機構に衛星放送受信対策基金を設け、衛星放送受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせるために、所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、辺地難視聴地域の現状

及びその解消策、衛星放送受信対策基金の創設に至る経緯、通信・放送衛星機構に助成業務を行わせる理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、

国立劇場法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長柳川覺治君。

審査報告書

国立劇場法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十九日

文教委員長 柳川 覺治
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の芸術その他の文化の一層の向上に寄与するため、国立劇場の名称を日本芸術文化振興会に改めるとともに、これに芸術その他の文化振興基金を設け、芸術文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行わせようとするものであり、妥当な措置と認められた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成元年度一般会計補正予算に五百億円が計上されている。

附帯決議

政府は、芸術・文化振興の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 芸術文化振興基金による援助資金については、余りに広範かつ零細な配分をすることによって、援助の趣旨が損なわれることのないよう配慮するとともに、援助方針と援助対象の選定が、公正かつ公平に行われるように、その検討には広範な芸術家・実演家の参加を図ること。
- 二 特定分野における文化財保存修理技術者の不足及び高齢化に対処するため、その後継者の養成・確保に努めること。

三 我が国の経済力と文化予算の現状にかんがみ、長期的、総合的、国際的観点に立つて、今後とも、文化予算の大幅な増額に努め、併せて芸術文化振興基金の拡充に努めること。

四 日本芸術文化振興会が、国立劇場の運営と芸術文化振興基金の運営を兼ねることにより、国立劇場及び「第二国立劇場」の果たすべき役割が軽視されることのないよう、十分な配慮をすること。

右決議する。

国立劇場法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 土屋 義彦殿

国立劇場法の一部を改正する法律案

国立劇場法の一部を改正する法律

国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本芸術文化振興会法

目次中「第三十八條・第三十九條」を「第三十八條・第四十條」に改める。

第一条中「国立劇場は」を「日本芸術文化振興会は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて」に改め、「もつて」の下に「芸術その他の」を加える。

第二条中「国立劇場」を「日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。に改める。

第三条中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第四条第二項中「国立劇場」を「振興会」に改め、

同条第三項中「国立劇場」を「予算で定める金額の範囲内において、振興会」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十九条の二第一項の芸術文化振興基金に充てられるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第四条第五項を削り、同条第四項中「国立劇場」を「振興会」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭以外の財産を出資の目的として、振興会に追加して出資することができ。

第五条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(名称の使用制限)

第五条の二 振興会でない者は、日本芸術文化振興会という名称を用いてはならない。

第六条及び第七条中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第八条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条第二項及び第三項中「国立劇場」を「振興会」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第十四条から第十八条までの規定中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第十九条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改め、第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを「一」号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要の援助を行うこと。

イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

第十九条第二項中「国立劇場」を「振興会」に、「前項」を「前二項」に、「前項第一号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項の業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

第二十条から第二十四条までの規定中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第二十五条第一項中「国立劇場」を「振興会」に、「つけて」を「付けて」に改め、同条第二項中「国立劇場」を「振興会」に、「おかなければ」を「置かなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十五条の二 振興会の経理については、第十九条第一項第二号から第五号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の規定による業務に係るものその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第二十六条第一項中「国立劇場」を「振興会」に、「うめ」を「埋め」に改め、同条第二項中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第二十七条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第二十八条中「国立劇場」を「振興会」に、「たて」を「立てて」に改める。

第二十九条中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(芸術文化振興基金)

第二十九条の二 振興会は、第十九条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために芸術文化振興基金(以下「基金」という。)を設け、第四条第三項後段の規定により政府が示した金額と基金に充てられることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第三十条から第三十五条までの規定中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第三十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条第三

一号中「第二十条第一項」を「第十九条第二項、第二十条第一項」に改め、同条第四号中「第二十九条第一号」の下に「(第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十八条中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第三十九条中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条第四号中「運用した」を「運用し、又は第二十九条の二第二項において準用する第二十九条の規定に違反して基金を運用した」に改める。

本則に次の一条を加える。

第四十条 第五号の二の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 国立劇場は、この法律の施行の時にあって、日本芸術文化振興会となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に日本芸術文化振興会という名称を用いている者については、改正後の日本芸術文化振興会法第五号の二の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

第五条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号第五十八号中「国民金融公庫」の下に「日本芸術文化振興会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成二年三月二十九日 参議院會議録第六号 国立劇場法の一部を改正する法律案

第七十二条の四第一項第三号、第七十三条の四第一項第十一号及び第三百四十八条第二項第

(所得税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中国立劇場の項を削り、

法(昭和四十七年法律第四十一号)

一年法律第八十八号)
に改める。
年法律第四十一号)

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表
第一第一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表
第一第一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別
表第二

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五
号)別表第二

五 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表
第三第一号の表

〔柳川覺治君登壇、拍手〕

○柳川覺治君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、文教委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の芸術その他の文化の一層
の向上に寄与するため、国立劇場の名称を日本芸
術文化振興会に改め、これに芸術文化振興基金を
設け、芸術その他の文化の振興または普及を図る
ための活動に対する援助の業務を行わせようとする

十七号中「国立劇場」を「日本芸術文化振興会」に
改める。

日本下水道事業団

日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四十
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七

るものであります。

委員会におきましては、文化行政に対する政府
の基本認識と位置づけ、補正予算による基金設置
の理由、援助業務について公正公平な運営を確保
する仕組み、基金の規模拡大の見通し、文化財保
存修理技術者の養成確保等について質疑が行われ
ましたが、その詳細は会議録によって御承知願
いと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

なお、文化予算の大幅増額の必要性等四項目か
ら成る附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議長	土屋 義彦君
副議長	小野 明君

木庭健太郎君	針生 雄吉君	三治 重信君
寺崎 昭久君	星野 昶吉君	加藤 武徳君
白浜 一良君	常松 克安君	藤田 雄山君
今泉 隆雄君	足立 良平君	石井 一二君
野末 陳平君	片上 公人君	西田 吉宏君
猪熊 重二君	西川 潔君	田村 秀昭君
猪木 寛至君	高橋 清孝君	前島英三郎君
永田 良雄君	刈田 貞子君	松浦 孝治君
中野 鉄造君	中川 嘉美君	本村 和喜君
下村 泰君	勝木 健司君	青木 幹雄君
田辺 哲夫君	鈴木 貞敏君	石井 道子君
斎藤 哲男君	及川 順郎君	吉川 博君
矢原 秀男君	広中和歌子君	名尾 良孝君
宮屋武真榮君	小西 博行君	川原新次郎君
板垣 正君	大木 浩君	田沢 智治君
鶴岡 洋君	中西 淳夫君	石原健太郎君
和田 教美君	山田 勇君	岩崎 純三君
橋本孝一郎君	谷川 寛三君	北 修二君
前田 勲男君	三木 忠雄君	堀原 清君
高木健太郎君	黒柳 明君	井上 裕君
黒柳 明君		鈴木 省吾君

石川 弘君	陣内 孝雄君	鹿熊 安正君	木暮 山人君	永野 茂門君	木宮 和彦君	狩野 明男君	佐々木 満君	井上 吉夫君	山崎 竜男君	鈴木 省吾君	井上 裕君	堀原 清君	北 修二君	岩崎 純三君	石原健太郎君	田沢 智治君	川原新次郎君	名尾 良孝君	吉川 博君	石井 道子君	青木 幹雄君	二木 秀夫君	本村 和喜君	松浦 孝治君	前島英三郎君	田村 秀昭君	西田 吉宏君	石井 一二君	藤田 雄山君	加藤 武徳君	三治 重信君
石渡 清元君	井上 章平君	沢田 一精君	鎌田 要人君	清水嘉子子君	斎藤 文夫君	大塚清次郎君	斎藤 十朗君	斎藤 要君	原 文兵衛君	世耕 政隆君	下条進一郎君	井上 孝君	後藤 正夫君	田代由紀男君	大河原太一郎君	高木 正明君	関口 恵造君	岡部 三郎君	柳川 覺治君	吉川 芳男君	守住 有信君	小野 清子君	平野 清君	宮崎 秀樹君	野沢 太三君	須藤良太郎君	成瀬 守重君	山岡 賢次君	野村 五男君	秋山 肇君	田中 正巳君

合馬 敬君	尾辻 秀久君
上杉 光弘君	岡野 裕君
大浜 方榮君	大城 眞順君
宮澤 弘君	藤井 孝男君
向山 一人君	竹山 裕君
久世 公亮君	下稻葉耕吉君
中曾根弘文君	仲川 幸男君
福田 宏一君	松浦 功君
森山 眞弓君	中村 太郎君
村上 正邦君	岩本 政光君
山東 昭子君	大鷹 淑子君
斎藤栄三郎君	岡田 広君
長田 裕二君	初村滝一郎君
中西 一郎君	平井 卓志君
林田悠紀夫君	坂野 重信君
大島 友治君	長谷川 信君
山本 富雄君	櫻井 規順君
喜岡 淳君	西野 康雄君
山田 健一君	畚 正敏君
紀平 梯子君	種田 誠君
岩本 久人君	肥田美代子君
北村 哲男君	前畑 幸子君
西岡瑠璃子君	三上 隆雄君
小林 正君	堀 利和君
谷本 熾君	会田 長榮君
清水 澄子君	三石 久江君
野別 隆俊君	栗村 和夫君
細谷 昭雄君	千葉 景子君
一井 淳治君	田淵 勲二君
渡辺 四郎君	及川 一夫君
山口 哲夫君	山本 正和君

久保田真田君	上野 雄文君
佐藤 三吾君	菅野 久光君
鈴木 和美君	大森 昭君
松前 達郎君	穂山 篤君
青木 新次君	対馬 孝且君
赤桐 操君	野田 哲君
福岡 知之君	粕谷 照美君
本岡 昭次君	村田 誠醒君
谷畑 孝君	古川太三郎君
星川 保松君	高崎 裕子君
角田 義一君	日下部徳代子君
磯村 修君	林 紀子君
吉川 春子君	森 暢子君
深田 肇君	國弘 正雄君
新坂 一雄君	近藤 忠孝君
諫山 博君	篠崎 年子君
大淵 絹子君	湖上 貞雄君
竹村 泰子君	井上 哲夫君
高井 和伸君	神谷信之助君
沓脱タケ子君	小川 仁一君
梶原 敬義君	稲村 稔夫君
栗森 喬君	池田 治君
山中 郁子君	橋本 敦君
村沢 牧君	久保 亘君
浜本 万三君	矢田部 理君
笹野 貞子君	乾 晴美君
吉岡 吉典君	市川 正一君
小山 一平君	安永 英雄君
瀬谷 英行君	山田耕三郎君
中村 鋭一君	立木 洋君
小笠原貞子君	

國務大臣
文部大臣 保利 耕輔君
郵政大臣 深谷 隆司君

議員派遣中の議員
田 英夫君

議長の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

栗村 和夫君 補欠 山田 健一君

法務委員

櫻井 規順君 補欠 鈴木 和美君

大蔵委員

鈴木 和美君 補欠 櫻井 規順君

農林水産委員

菅野 久光君 補欠 大淵 絹子君

商工委員

大淵 絹子君 補欠 菅野 久光君

通信委員

山田 健一君 補欠 栗村 和夫君

予算委員

木暮 山人君 補欠 小野 清子君

井上 章平君 成瀬 守重君

決算委員
小野 清子君 補欠 木暮 山人君

議院運営委員
成瀬 守重君 補欠 井上 章平君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

産業・資源エネルギーに関する調査会委員
野末 陳平君 補欠 星野 朋市君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

大蔵委員会
理事 田辺 哲夫君 (山岡賢次君の補欠)

農林水産委員会
理事 大浜 方榮君 (大塚清次郎君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

山村振興法の一部を改正する法律案 (安倍晋太郎君外十四名提出) (衆第一号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案 (閣法第三六号)
内閣委員会に付託
租税特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第八号)
大蔵委員会に付託
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

地方交付税法等の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の
一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の内閣提出案は憲法第六十条
第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決と
なった旨の通知書を受領した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

同日本院は、人事官に石坂誠一君及び弥富啓之助
君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、臨時脳死及び臓器移植調査委員会に
井形昭弘君、宇野政君、梅原猛君、金平輝子君、
木村榮作君、齋藤明君、永井道雄君、萩原太郎君、
早石修君、原秀男君、平野龍一君、三浦知壽子君、
森亘君、山岸章君及び山下眞臣君を任命すること
に同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に両角良彦
君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の
一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の予算は憲法第六十条第
二項の規定により衆議院の議決が国会の議決と
なったから内閣に送付した旨の通知書を受領し
た。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

山田 健一君

補欠

栗村 和夫君

法務委員

辞任

鈴木 和美君

補欠

櫻井 規順君

大蔵委員

辞任

櫻井 規順君

補欠

鈴木 和美君

農林水産委員

辞任

大淵 絹子君

補欠

菅野 久光君

商工委員

辞任

菅野 久光君

補欠

大淵 絹子君

通信委員

辞任

栗村 和夫君

補欠

山田 健一君

予算委員

辞任

成瀬 守重君

補欠

井上 章平君

議院運営委員

辞任

井上 章平君

補欠

成瀬 守重君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よっ
て議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣
法第二二二号)

法務委員会に付託

国立劇場法の一部を改正する法律案(閣法第二
二二二号)

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正す
る法律案(閣法第二二三号)

農林水産委員会に付託

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
(閣法第二二三号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された
次の議案を大蔵委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案(閣法第二七
七号)

昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

岩本 久人君

補欠

喜岡 淳君

文教委員

辞任

岩本 久人君

補欠

喜岡 淳君

文書委員

辞任

井上 裕君

補欠

野沢 太三君

商工委員

辞任

市川 正一君

補欠

上田耕一郎君

運輸委員

辞任

野沢 太三君

補欠

井上 裕君

建設委員

辞任

喜岡 淳君

補欠

岩本 久人君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議
長は即日これを委員会に付託した。

過疎地域活性化特別措置法案(衆第三三三
号)

地方行政委員会に付託

山村振興法の一部を改正する法律案(衆第一一
八号)

農林水産委員会に付託

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整
備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)

災害対策特別委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よっ
て議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正
する法律案(閣法第三三三三号)

内閣委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第一一
八号)

閣税及び貿易に関する一般協定に附属する第三
十八表(日本国の議許表)に掲げる議許を修正し
又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の
結果に関する文書の締結について承認を求める
の件(閣法第一二二二号)

閣税及び貿易に関する一般協定に附属する第三
十八表(日本国の議許表)に掲げる議許の変更に
ついての欧州経済共同体との合意に関する文書
の締結について承認を求めるの件(閣法第二二二
二号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案(閣法第二二三三号)

外務委員会に付託

所得税法の一部を改正する法律案(閣法第二七
七号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法
第二八八号)

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正す
る法律案(閣法第三三四四号)

大蔵委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求むるの件(閣承認第二号)

通信委員会に付託

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一五号) 建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二年度一般会計暫定予算(閣予第七号)

平成二年度特別会計暫定予算(閣予第八号)

平成二年度政府関係機関暫定予算(閣予第九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)(衆第三号) 地方行政委員会に付託

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第二号)

災害対策特別委員会に付託

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成元年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日 異動

人事官 石坂 誠一 (任期満了) 平三・三

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。

人事官 石坂 誠一 君

同日内閣総理大臣から議長宛、人事官石坂誠一君(同日議長承認)を第百十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(閣法第三号) 審査報告書

国立劇場法の一部を改正する法律案(閣法第二号) 審査報告書

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号	
大蔵省印刷局	
電話	03(587) 4302
定価	本号一部 一円三銭
（各）	三円をきむ